

日本のひなた宮崎 国スポ 延岡市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、日本のひなた宮崎 国スポ延岡市弁当調達要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

2 大会への理解と協力

大会に理解があり、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間の相互において、円滑な業務の連携が可能であること。

4 施設要件

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 延岡市内に本社または製造所を有していること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (3) 法人登録をしている事業者の調製施設であること。
- (4) 市町村税（本店所在地分及び本市分）（支店、営業所等が本市に存する場合に限る）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 延岡市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。

5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。もしくは、令和9年3月までに80点以上に改善できること。
- (3) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組むとともに適切に施設管理、運営がなされている施設であること。
- (4) 検食は、原材料及び調理済食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋

- 等)に密封して、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 調理従事者(食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であつて、臨時職員を含む。)の全員に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスを含むもの)の実施が可能であること。
 - (6) 食品賠償保険に加入していること、若しくは大会開催期間中に加入できること。
 - (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく1日あたり200食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 最大で5日分のメニューの日替わりが可能であること。
- (5) 原材料に延岡市産品または宮崎県産品を積極的に使用する等、延岡市の特色を生かした弁当の調製が可能であること。
- (6) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (7) メニューについて実行委員会と協議を行い、実行委員会の指示に対応可能であること。
- (8) 実行委員会が準備する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (9) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 添加物(アレルギーを含む。)
 - エ 消費期限(時刻まで表示)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示

ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ケ 持ち帰りを禁止する表示

コ その他実行委員会が指示する表示

- (3) 実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であること。ただし、弁当調製施設の指定にかかる必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注することとする。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール袋等の提供については、実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。
- (5) 注文数の変更は前日の午後8時まで可能であり、原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。また、同日に容器を回収できること。
- (6) 運搬が容易で清潔な段ボール等に梱包し弁当を納入できること。
- (7) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。